

(別紙)

広島市雇用対策協定

広島市長（以下「甲」という。）及び厚生労働大臣（以下「乙」という。）は、生活面で困難・問題を抱えた住民（若者、高齢者、子育て中の方、障害者、生活困窮者）に対する就労支援の充実強化を図るため、甲が行う生活・福祉施策と相まって、法令・予算等に準拠しつつ、共同で雇用対策を推進していくことができるよう、以下のとおり「広島市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（事業目的）

第1条 この協定は、厳しい雇用情勢が続く中、広島市が行う生活・福祉施策その他雇用に関する施策と、広島労働局が行う職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれが実施する施策の内容について、一体的に対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、広島地域の雇用情勢の改善に強力に取り組むことを目的として締結する。

（取組内容等）

第2条 甲及び広島労働局長（以下「丙」という。）は、前条に定める協定の目的を達成するための共通の事業目標の下、具体的な取組の内容及び実施方法を「広島市雇用対策協定に基づく事業計画」（以下「事業計画」という。）に定め、これを推進させるために定期的に協議を行うものとし、必要に応じ改訂を行う。

（就労支援の共同窓口の設置）

第3条 甲及び丙は、生活困窮者の就労支援の充実強化を図るため、全区役所で生活困窮者の就労支援窓口を設置し、公共職業安定所と一体となった支援を実施する。就労支援窓口に係る詳細は、事業計画に定める。

（要請）

第4条 甲は、住民の福祉及び雇用に資する観点から、本協定の内容の実施に関して丙に対して要請することができ、丙は、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

（その他）

第5条 地域の関係者が協定に基づく雇用対策等を共同で推進する体制を確立するため、甲と丙は、行政、労働者団体及び使用者団体の代表者が参加する協議会を設置する。

2 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改訂する必要があるが生じた場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名をして、各自その1通を所持する。

平成25年1月31日

甲 広島市長 松井 一 實

乙 厚生労働大臣 田村 憲久